

米労働組合運動にかんする 基本的な整理

岡田則男

今日の米国労働運動をおもに3つの側面から整理してみた。

第1は、米国の労使関係、団体交渉がどのような制度のうえになりたっているか。

第2は、これに関連して、団結権の強化をめざすたかいと、これに真っ向から挑戦する「団結しない権利」擁護の勢力の側からの攻撃がいま大きな問題になっていること。

第3に、アメリカの労働組合運動のナショナルセンターの米労働組合総同盟・産別会議(AFL - CIO)その他の運動が現在どういう状況になっているかである。

1 米国の労使関係

米国の労使関係は「全国労働関係法」(National Labor Relations Act)に規定された。1935年にニューディール政策実施の一環として制定されたもので、労働者が自主的に組織する権利、みずから選んだ代表を通じて団体交渉を行う権利、労働者相互の援助、保護のために一斉行動をおこす権利などの団結権、労使交渉の対等性を保障したものであった。(上院議員ワグナー〈R. F. Wagner 1877-1953〉が提案したのでワグナー法と呼ばれている。)

しかしそれから12年目の1947年に修正(改悪)された。労使関係法(Labor-Management Relations Act)である。ロバート・タフト上院議員(上院労働委員長)とフレッド・A・ハートレー(下院労働委員長)が提案したので「タ

フトーハートレー法」とよばれ、労働組合を脅威とみなして、その活動をできるだけ制限しようとする、次の内容が特徴的である。

▽クロズドショップ制(組合員のみを雇う事業所)を違法とし、労働者の「団結しない権利」を保障する。

一労働争議(ストライキ)にさいして大統領が、国民の健康もしくは国家の安全を脅かすと判断した場合に調査委員会を任命して調査し、ストライキをやめさせるために80日間の差し止め命令を下すことができる。

▽第二次ボイコット(secondary boycott provisions)、縄張り(jurisdictions)争いによるストライキなどの禁止(労働組合がストライキや経済要求を訴えるさいには、その企業への部品などを納める下請け業者suppliersが納品ボイコットをしてストライキに協力することを禁止する)。

その後もさらに1959年にThe Labor Management Reporting and Disclosure Act(ランドラム——グリフィン修正法)が成立するなどして労働組合にたいする規制がつよめられていった。たとえば、定期的にローカル(全国組織の支部)の組合役員を秘密投票で選挙すること、組合員から不適切な選挙が行われたとの指摘があったら労働省が調査することなどが含まれていた。これは、労働組合のなかでもとくにチームスターズ、沖仲士組合、鉱山労働組合などで組織犯罪がらみの腐敗がおきたこ

とへの対処を理由にしたものでもあった。

2 労働組合と労使交渉

労働組合はどのような手続きで結成され、団体交渉がおこなわれるのか。米国独特の仕組みがつくられている。

全国労働関係法 National Labor Relations Act は排他的交渉単位制度を採用している。

〈労働組合の結成〉

労働組合の結成という場合、それはこの「排他的交渉代表」(exclusive bargaining representatives) をきめることである。

労働組合を立ち上げるには、交渉単位の労働者の30%以上の署名カードを集めて使用者に承認させる「カードチェック方式」(80年代以降ほとんど例がないといわれる)か、それにもとづいて全国労働関係委員会(NLRB)管理下で役員選挙をおこない、過半数の支持を得る必要がある。現実には、使用者側の妨害でなかなか選挙にまで到達しない場合が圧倒的に多い。

ちなみに、労働組合の選挙がおこなわれるのは以下のような場合とされている。(1) 新たに労組が代表権の証明を求めるとき、(2) 労働者が既存労組の代表権の否定を求めるとき、(3) 使用者が既存労組の代表権の否定を求めるとき、(4) 労働協約の適用を受ける組合員以外の労働者が労組に負担金を払っている場合、その負担金の支払い中止を求めるとき、(5) 労組組織に変更があった場合、使用者または労組が証明を求めるとき、(6) 使用者または労組が交渉単位の確認を求めるとき。

労働者が団体交渉権を獲得する(労働組合を結成する)際に、当該職場で投票によって過半数の支持をえなければならないとなっている。

その過程には、NLRBが介入するので時間がかかっていた。オバマ政権下のNLRBは2011年に、このプロセスを早めるようルール改正をめざした。それまで労働組合を自由につくる法律(EFCA)を制定して手続きを簡素化しようという要求、運動があったが、共和党、財界の強い反対で廃案になっていた。そのためこの趣旨を達成するためにNLRBが動きだした。月に6万5000件その提案が発表され、7月には公聴会が2回行われて一般の意見も6件寄せられた。NLRBは11月の会議で賛成2(民主党系)、反対1(共和党系)でその草案を承認した。12月にその一部が最終決定となり、法律として公示され、2012年4月30日に施行された。使用者側の妨害がつきものの組合結成選挙が、すこしスピードアップされた。

〈交渉〉

このようにしてアメリカでは排他的交渉単位制度の下で団体交渉が行われる。団体交渉でとりあげられる内容は、賃金、労働時間、健康保険料の負担の割合、退職者にかかわる年金や健康保険の条件などが含まれる。非正規を雇う場合の条件(割合など)が含まれることもある。労働協約は有効期間が3~4年が多い。団体交渉の時期は産業、企業によってバラバラであるため、日本の春闘のような全米いっせいの賃上げ交渉はない。

パターン・バーゲニング(pattern bargaining)という交渉の産業別のプロセスがある。全米自動車労組(UAW)、チームスターズ(トラック運転手労働組合)の労使交渉が知られている。

自動車の場合、まず、ゼネラルモーターズ(GM)、フォード、クライスラーの三大メーカー(ビッグ・スリー)のうち、その交渉年がいち

ばん UAW の要求を勝ち取りやすい企業を選定し、その結果（成果）が批准されたらそれをパターン協定（pattern agreement）として宣言し、他の2つの企業の経営側に示し、同じ水準を受け入れるよう迫るという方法である。パターン・パーゲニングは、労働者間の競争で向上をめざすのではなく「底辺」に向かって競争（race to the bottom）するようになるのを防ぎ、今後の賃上げを前進させる共通の基盤をつくるという意味があった。自動車、鉄鋼、ゴム、石炭、航空、梱包、トラック輸送、石油、電信電話などでやられていたのであるが、近年めっきり衰退している。

チームスターではかつてはこの方式で40万人をカバーしていたのが、最近では5万人になったという。国際競争力強化を口実としたリストラをすすめるため、組合を認めなくても操業できる南部の規制の緩やかな地方への生産拠点移転などがおこなわれたことも大きな要因となっている。そのもっとも典型的な例が、自動車産業においてクライスラーが破たんし、政府の救済をうけ、UAW が譲歩してリストラ、減量経営を受け入れたことだった。

〈不当労働行為〉

不当労働行為があった場合の、全国労働関係委員会（NLRB）による行政救済が定められている。使用者の不当労働行為として禁止されている行為は次のような内容である。

▽労働者の労働組合を結成する権利、加入する権利、組合を援助する権利、従業員の代表者をつうじて団体交渉をおこなう権利、団体交渉その他の相互の支援保護の目的のためにストライキなどの一斉行動に参加する権利を、使用者が妨害すること。

▽使用者が作った労働組合、あるいは使用者が支配する御用組合（company unions）を違法とする。

▽労働組合活動を理由に、採用、解雇その他の雇用面で差別することを禁止する。

▽NLRB に提訴したり証言した従業員を解雇したり差別したりすることを禁止する。

▽従業員の代表（組合）との団体交渉を拒否してはならない。

3 EFCA 従業員自由選択法案

米国の労働組合組織率は80年代からずっと低下し続けている。90年代半ば過ぎごろからAFL-CIO が組織化キャンペーンを始めたが、低下傾向は続いている。2012年1月21日、労働統計局は2010年の労働組合組織率が初めて12%台を切って11.9%となったことを明らかにした。前年の09年は12.3%だった。このうち民間企業が前年の7.2%から6.9%へ、公共部門が前年の37.4%から36.2%へとそれぞれ下がった。下げ幅を見ると民間企業が0.3ポイントだったのに対し、公務が1.2ポイントで大きく落ち込んでいる。公務のうち組織率が高いのは地方公務員の42.3%、教育・図書館関係37.1%。民間の組織率の高い産業は運輸、電力がそれぞれ21.8%、通信15.8%、建設13.1%であった。組織率が最も高かった州はニューヨークで24.2%、もっとも低かったのはノースカロライナの3.2%だった

組合員数では、建設業が23万7000人減、地方政府が19万7000人減、ヘルスケア・ソーシャルアシスタンスが7万人減、連邦政府が5万6000人減、製造業が5万2000人減。産業別でみても地方、連邦合わせて公務の組合員数が最も大きく減った。組合員総数では、前年の

1530万人から61万2000人減の1470万人となった。2008年からの減少数をみると140万人減。1983年からの過去30年間では、8.2ポイント減であった。

こうした労働組合の組織率の低下は、経済危機のなかで企業がいっそうのリストラを進めているなかで起こっている。日本その他多くの国と同じである。労働者の賃金を抑制し、医療保険や退職者への給付などのコストをできるだけ抑えようとするなかで、世論調査ではやはり「労働組合は必要だ」という人が4割を超えている。にもかかわらず、実際には労働組合は力が低下してきている。

そこで問題になるのは、さきほど触れたように、労働組合を結成しようとする、そこには厚い壁が立ちはだかっていることである。前述の全国労働関係委員会（NLRB）の監督下での役員選挙も、制度はあっても実際にこの手続きで成功した例はきわめて少ない。そのため、労働組合を結成しやすくする法律の制定を既存の労働組合は一貫して要求してきた。

2009年に「Employee Free Choice Act」—日本語では「従業員自由選択法」などと訳されている—が議会に提出された。この法案は、さきほど触れた「カードチェック方式」つまり、労働者が組合に加入して組合員カードを受け取り、その数がその従業員の半数を超えれば、全米労働関係委員会は、その組合を承認しなければならない、という内容が中心だった。また、経営者側の不当労働行為に対する罰則の強化、組合成立後に最初に取り交わす労働協約に経営側が誠実に対応しなかった場合の罰則などが織り込まれていた。

しかし、経済が弱まっているなかでも最大限の利潤をあげようとする財界、大企業などは、

こうした規制はもってのほかであるという立場から、執拗な反対キャンペーンを繰りひろげた。資本家側は、「カードチェック方式」を認めれば、「民間部門で、労働者が秘密投票によって労働組合を結成するかどうかを決定する権利を奪ってしまう」という言い分で抵抗したのである。

議会では上院で共和党がフィリバスター（議事進行妨害）戦術を使い、不成立にしてしまった。2010年の中間選挙で翌年1月から共和党多数になった議会でこの法案を通すことはいっそう困難になった。

〈NLRB 全国労働関係委員会〉

労働問題を監督する米国の機関は全国労働関係委員会（NLRB）という独立行政機関である。中心的な労働法である全米労働関係法を施行する。不公正な労働慣行を防止あるいは是正する権限と、従業員が団結し、交渉代表としての組合を組織するかどうかを選挙によって決める権利を保護する権限を与えられている。もともと労働関係法の一環として設立されたもので、構成は5人。最低でも3人選出されていなければならない。大統領が指名し上院が承認してメンバーになる。任期は5年でそれぞれのメンバーの任期が切れるたびに次のメンバーを決める。

ここも二大政党間の争いの場で、その時の政権が共和党であれば、新しいメンバーを選任するばあい共和党大統領が指名し、議会も共和党多数であれば共和党寄りの人になり、5人中3人が共和党寄りであれば、提訴されてくる問題は資本寄りの判断を下すことになる。最近までは最低人数の3人で構成（民主党系2人・共和党系1人）されていたが、2011年12月で民主党選出の委員1人が退任となり、昨年1月より定足数を1人欠けるためNLRBの機能停止と

いう事態になったため新たな委員を決めなければならなかった。NLRBをつねに目の敵にしてきた共和党はこれを機にNLRBを停止してしまおうとくらんだが、オバマ大統領は議会の休会中に行使できる「大統領任命権」(recess appointments)を行使し、1月4日に新たに3人の委員を任命した。民主党が3人、共和党が2人の民主党多数になったが、5月に共和党のメンバー(1月に就任したばかりのTerrence Flynn)が、共和党の大統領候補ミット・ロムニーの顧問に秘密文書を漏洩した疑いで辞任したため、現在民主3人、共和1人になった。

NLRBの党派構成は、さまざまな労働問題に大きな影響を及ぼす。たとえばブッシュ政権の最後の年の2008年、従業員がストライキを行った場合に経営者はスト代替要員を臨時に雇って操業を確保することが多いが、ストライキが解決しても、代替要員を雇ったからストから職場復帰した労働者を雇わないとしても、全国労働関係法に反しないとの判断を下した。このときは共和党多数のNLRBだった。

最近では、5月5日、航空機メーカーのボーイング社がサウスカロライナ州に、労働組合のない(つくらせない)工場を開設する計画にたいし、NLRBが、違法だとして待ったをかけた。同州は、企業は雇用の条件として従業員に組合に加入しない権利を認めている。NLRBの判断にたいして共和党の上院議員が抗議するという事態が起きた。

〈団結権にたいする攻撃〉

いま米国で最大の労働問題のひとつは、公務員を中心に団結権にたいする攻撃が強まっていることである。一方では、団結権の強化をめざす(労働組合を作りやすくするためのたたかい

など)たたかいが高まってきたのに対し、これに真っ向から挑戦する「団結しない権利」を擁護する勢力の側からの攻撃も目立っていることである。米国各地で州財政危機を口実にした社会保障、医療、教育など住民のための諸施策の切り捨てが進むなかでの公務員の権利にたいする攻撃は米国も例外ではない。ウィスコンシン、オハイオ、インディアナ、マサチューセッツ、オクラホマなど多くの州で公務労働者にたいする攻撃があったが、とくに注目されたのはウィスコンシンであった。

ウィスコンシン州では2010年の中間選挙で民主党候補をやぶって知事になった共和党のスコット・ウォーカーが、州の財政赤字を削減するための財源確保、支出削減を至上命令として、前知事の時代に公務労働組合とかわした協約を破棄して、健康保険料と年金基金拠出の労働者負担を大幅に引き上げると宣言した。さらには、公務員の団体交渉権を事実上奪う(インフレ上昇分を上回る要求などは交渉しない、など)州法を打ち出した。米国のなかでも「民主主義の実験室」とよばれ、団結権等労働者の権利を早くから確立したウィスコンシンは、公務労働者の団体交渉権を最初に確立した州のひとつである。州の公務員約3万人の労働組合が反対に立ちあがった。共和党多数の州議会下院は知事が提案した財政削減案を承認した。民主党の議員は知事に交渉を求めたが拒否されたため、上院で阻止しようとして、定足数不足で採決ができないようにこぞって隣のイリノイ州に「脱出」した。ウォーカー知事は3月1日、学校への補助、低所得者のための医療費、地方自治体などの予算を合計15億ドル削減する予算案を議会に提出した。それは、公務員の健康保険料、年金基金の労働者負担の割合を引き上げることを

前提にしたものであった。州議会は下院を通過させた後上院で、民主党欠席のまま強行採決した。これに対し、労働者側は州知事をリコールする運動を開始した。州法により知事就任から1年を経ないとリコール請求ができないことから、11月から請求署名が始まり、12月なかばまでの4週間で50万筆以上が集められた。

オハイオ州では、州知事が労組側との協議もせずに公務労働者の団結権を奪い、組合費を集めることもストライキをおこなうことも制限する法案を議会に提出し、3月議会で可決成立させた。しかし、労働組合運動、地域運動、住民からの強い反対の声を背景に11月、同法律を廃止すべきかどうかをめぐる住民投票が行われ、廃止賛成多数（63%）で、労働者側が大きな勝利をおさめた。

3 アメリカの労働組合運動のタイプ

米国の労働組合の多くは産業別に組織されているが、実際の活動は、職場または地域単位に置かれる支部（ローカル）が中心である。大きく、以下のA～Cの3つのタイプがある。

〈A1〉 メインストリーム（AFL-CIO と CtW 連合）

1995年にAFL-CIO（米労働総同盟・産別会議）の大幅な指導部交代があった。2005年から、有力な大手の単産がAFL-CIOを脱退してCtW Federation（勝利のための変革連合）という新しいナショナルセンターを発足させた。

〈A2〉 自主的運動（UE）電気無線機械労組

〈B〉 IWW系（Industrial Workers of the World-- 直接行動的）

労働関係法のもとでの団体交渉ではなく、直

接行動によって、スターバックスなどで要求実現運動をやっている。スターバックス労働者は2004年にIWWに加盟する労働組合であることを宣言した。3年前、スターバックスの労働者は、キング牧師を記念する日（国の休日）を尊重し、具体的には、ほかの国の休日と同様に休日割増手当（1.5倍）を適用せよと要求した。賃金は貧困ラインそのものという低さである。

〈C〉 連帯系

(1) 「労働者センター」 worker centers; workers' centersとして、未組織の低賃金労働者（レストラン、建設、日雇い、農場）やヒスパニックなどの移民労働者が結集。130ぐらいあるといわれている。

(2) インターフェイス Interfaith worker justice という、さまざまな宗教的価値観をもつ低賃金労働者の運動のネットワークがある。1996年から始まり、全米で70の委員会やグループができていているという。

この背景には、ほとんどの鶏肉加工労働者、半数以上の介護労働者、約半数のレストラン従業員、圧倒的に多くの農業労働者にたいし、賃金法（公正労働基準法＝労働時間・賃金基本法）を踏みにじり基準以下の賃金しか払っていない、という状況（労働省の調査）がある。この運動を始めたのはキム・ボボという女性で、祖母の遺産を元手にしておこした。アメリカにはさまざまな宗教の信者がいる。そうしたさまざまな宗教的な価値観にもとづいて労働者、とくに低賃金労働者、既存の労働組合に入っていない労働者が参加する運動として取り組まれている。地域のさまざまな団体と一緒に、賃上げ、医療、年金、安全な労働条件などを要求して交渉するなど活動している。すくなくとも70以上の組織がある。

(3) Jobs with Justice 運動というのがある。1987年に始まった運動で、とくに労働者の権利の向上をめざす。地域の広範な草の根のさまざまな運動の共同行動である。労働者だけでなく、学生、教会の人々も参加している。地域の労働組合などの組織を通じて、個人が直接参加する。交渉団体としての労働組合を認知させるたたかいもある。

〈AFL-CIO の問題〉

AFL-CIO は 1995 年に指導部が大幅に交代し、ジョン・スウィーニー議長が就任したときから「組織拡大」を重要課題にかかげた。実際には、組織化はそれほど目立った成果はあがっていない。組織現勢は 1220 万と発表している。

多くの企業で経営側が労働組合のたたかいを押しつぶそうと、とくに労組に加入しないよう労働者に嫌がらせをするなか、従業員自由選択法 (EFCA) の実現をかちとって、労組結成を容易にすることは焦眉の課題であったが、具体的な行動としては議会に e メールをおくりつけて圧力をかけることぐらいしかやっていない。草の根の大衆的な行動はなかった。

最近 AFL-CIO が強調している活動としては「ワーキング・アメリカ」という、労働組合員以外の労働者をも結集するようなキャンペーンがある。この 7 年間に会員数が 320 万になったという。労働者に関する問題の研究調査、教育活動、宣伝、ロビー活動、地域活動の組織化など、会費なしで利用できるとしているが、会議があるわけではなく、活動参加型ではない。

AFL-CIO の昔からの大きな弱点のひとつは、米国の戦争、対外干渉への対応がきわめて弱い

ことである。イラク、アフガニスタン戦争の問題を AFL-CIO の課題から避ける傾向は依然変わらない。イラクにかんしては、一般世論が強く要求している米軍の占領終結と撤退を求めるのではなく、労働組合を禁止しているイラク政権への抗議を表明するにとどまっている。

2003 年のイラク侵攻の直前からイラク戦争反対の運動が盛り上がり、労働組合の間では USLAW 反戦労働組合連合がつくられ、AFL-CIO は地方組織が参加していた。しかし、全国指導部はこの運動にきわめて消極的である。

国の外交政策問題になると、批判どころか、国務省の別働隊になることがある。2002 年 4 月にベネズエラでウーゴ・チャベス大統領の政権崩壊を狙ったクーデター事件が起こったとき、AFL-CIO は、反チャベスの労働組合を支援したことがわかっている。要するに、米国が世界の民主主義の指導者であるという観念が AFL-CIO の指導者たちにはしみついている。二大政党制を受け入れ、民主党の応援団になっており、外交政策問題では、イラク、アフガニスタン関係などで問題が指摘されていても、政権の政策を批判しない。

2001 年の 9・11 同時多発テロのあと、当時のブッシュ政権下で「テロとの戦い」が宣言され、安全保障優先の政府の大方針によって、港湾労働者が典型的だったが労働組合の争議に政府が介入し、闘争をつづけられなくなった。テロとのたたかいは、国内で民主主義的自由に制限を加えることをともなっていた。AFL-CIO も、もう一つのナショナルセンターである CtW のいずれも本気で取り組まなかった。

(おかだ のりお・労働総研理事・ジャーナリスト)